

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会 第5回会議次第

令和5年8月18日（金）

県庁別館2階第1会議室D

- 1 検証対象の法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する確認事項等についての意見交換③（土砂災害防止法、土採取等規制条例）
- 2 廃棄物処理法に係る県の行政対応に関する事実関係等について（廃棄物処理法所管委員からの事実関係等についての説明）
- 3 次回の会議について
- 4 その他

◎ 廃棄物処理法

1 検証の対象である源頭部北西側区域（⑥区域）における土地改変行為の概要

- ・ 2009年2月頃から熱海市日金町における■■■■（以下「■■■■」という。）が関わる建物解体で生じた産業廃棄物であるがれき類等が当時、同社の造成地だった熱海市伊豆山分譲地に運ばれ、源頭部北西側区域に野積みしたまま放置された。
- ・ 当時の土地所有者でもあった■■■■の■■■■社長に対し、がれき類等の撤去計画の提出を求めたが、資金難を理由に撤去を拒んだ。
- ・ 熱海市からの通報を受けた県が、源頭部上部の崩落を修復していた残土に混じって廃棄物「木くず」が確認されたため、これを取り除くよう■■■■■■■■（以下「■■■■」という。）に指導した。■■■■の関係者によって当該「木くず」混じりの土砂は源頭部北西側区域に移動され、当該作業の完了を確認した。
- ・ 2011年2月に、放置された産業廃棄物を含む一帯の土地を当時、建設会社会長の■■■■（個人）が取得した。■■■■は土地の購入に当たって産業廃棄物の撤去を■■■■に求めたが、これに応じてもらえなかった。県は2013年1月に、■■■■自ら撤去する旨の書面を受理した。
- ・ この書面には廃棄物であるがれき類を再利用したい旨の申し出であったが、具体的な作業計画を確認するため、2013年4月に立入検査を行ったところ、■■■■の指示で、がれき類が地中に埋められていたことが判明した。
- ・ この廃棄物を埋めた行為は“投棄”であると考えられたが、■■■■が撤去する意思を示したため、県はがれき類を掘り起こして適正に処理するよう指導を継続した。

○ 現所有者の投棄への関与に関する調査について

本事案における現所有者の■■■■の関与時期は、■■■■からの土地を取得した2011年2月以降と考えられる。県が、源頭部に持ち込まれた残土の中に廃棄物「木くず」を確認した時期が2010年8月31日であることから、当該「木くず」が■■■■関与によって投棄されたとは考えられない（■■■■の関与による投棄を調査した記録はない）。

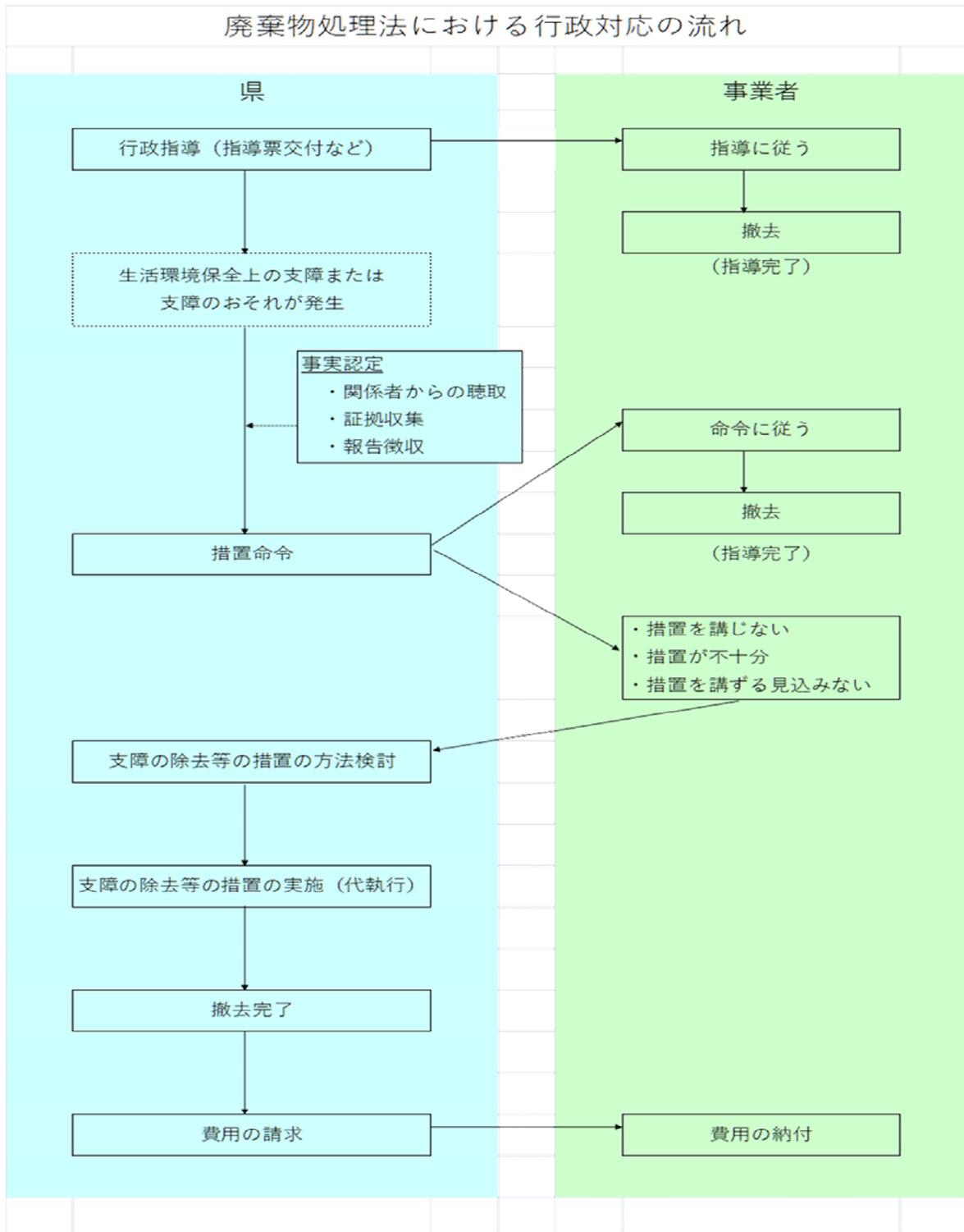
2 源頭部北西側区域（⑥区域）に関連する廃棄物処理法の概要

○ 廃棄物処理法の目的（法第1条）

廃棄物の排出を抑制しつつ、その適正な処理を通じて生活環境の保全を図る

○ 不適正処理事案への対応

廃棄物処理法に基づく一般的な調査の流れは、次のとおり。



○ 措置命令（法第19条の5）

知事は、処理基準等に適合しない産業廃棄物の処理^{*}が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じる又は生じるおそれがあるときは、必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるように命ずることができる。

※ 廃棄物の「処理」は①保管、②収集、③運搬、④処分の行為に大別され、④処分には、最終的な処分行為である埋立て（最終処分）のほか、これに至る前の手法として焼却、破碎、脱水等（中間処理）がある。

○ 措置命令の対象について

現に処理基準等に適合しない廃棄物の上記①～④に掲げる行為者であって、処理基準等が適用される者である否かは問わない。

加えて委託基準やマニフェストに関する義務に違反し、産業廃棄物の不適正処理があったときは、行為者のみならず排出事業者も命令対象となる（法第19条の6）。

○ 行政処分のための事実認定

廃棄物処理法に基づく県による調査は、罰則によりその実効性を担保する形式がとられ、適正処理の確保、生活環境の保全、法規制の潜脱防止を目的に、違反行為の事実を客観的に認定し、悪質・巧妙化する事案に対処して速やかに行政処分を行うことにある。

行政処分に当たっては、法に基づく立入検査^{*1}、18条報告^{*2}等を活用し、違反行為の事実を把握することに努め、いくつかの事実から特定の事実を推認して判断する過程から、過去の法執行事例にも則した総合的判断も重要である。そのため、同法の重要な解釈指針である『行政処分の指針』^{*3}（平成17年当時）を参考としている。

※1 **立入検査**は事実関係や現場の実態を把握するための手段で、行政処分等を行う上で立ち入る必要がある場所を広く含み、県内に限らない（法第19条）。

※2 **18条報告**（報告徴収）は、産業廃棄物に関して県が事業者等に対し、産業廃棄物の処分等に関して必要な報告を求めることができる（法第18条）。規定の運用上、相手方が廃棄物でない旨を主張する場合であっても社会通念等に照らし廃棄物であろうと判断できる物である場合に報告徴収ができる。

○ 産業廃棄物の排出事業者責任

産業廃棄物の第一次的処理責任は排出事業者にあるとされ、排出事業者が自社処理する場合には許可は不要となっている。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」（法第3条）

「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」（法第11条）

上記の「処理」を「業として」行う、つまり特定又は不特定の人を対象に社会性をも

って反復継続して行う場合、産業廃棄物については知事の許可が必要である。



<p>○ 事業者自らによる処理 「事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、…産業廃棄物処理基準…に従わなければならない」(法第12条)</p>	<p>○ 処理の委託 「事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、…産業廃棄物収集運搬業者…産業廃棄物処理業者…にそれぞれ委託しなければならない」(法第12条)</p>
	<p><委託に伴う義務></p> <ul style="list-style-type: none">・ 適正な処理料金を負担、処理責任を実地に確認など必要な措置を講ずるよう努めなければならない・ 委託契約は書面により行わなければならない・ マニフェストを交付、一定期間内にマニフェストの写しが送付されてこない場合は状況把握・適切な措置を講じなければならない

○ 健康福祉センターによる行政指導

健康福祉センターによる行政指導は、**廃棄物該当性***を判断し、法の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政処分に該当しないものをいう。

任意の口頭指導を除く指導票交付については、違反等の事実を確認した場合に、是正のために必要な事項を明示し、受領者の署名させて、これを書面により行う。

※ 廃棄物該当性の判断は、一般的に廃棄物かどうかは視覚的、感覚的に区別できる簡単な判断だと思われがちであるが、実際には非常に慎重かつ繊細な判断となる場合が多く、訴訟で争点となることがある。廃棄物（土砂、土砂に類するもの、土砂に準ずるものは、対象外。）に該当するか否かは、『行政処分の指針』では次の判断要素を「総合的に勘案して判断」すべきとしている。

- ・ 物の性状（利用用途に適合した品質であるか等）
- ・ 排出の状況（需要に沿った計画的な排出であるか等）
- ・ 通常の見取り形態（通常はどのような見取りであるか等）
- ・ 取引価値の有無（有償で譲渡されているか等）
- ・ 占有者の意思（占有者の意思は合理的であるか等）

○ 不法投棄等に利用されないための土地の適正管理

土地を所有、占有又は管理する排出事業者は、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、その土地を適正に管理する義務がある。

土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。【法第5条】

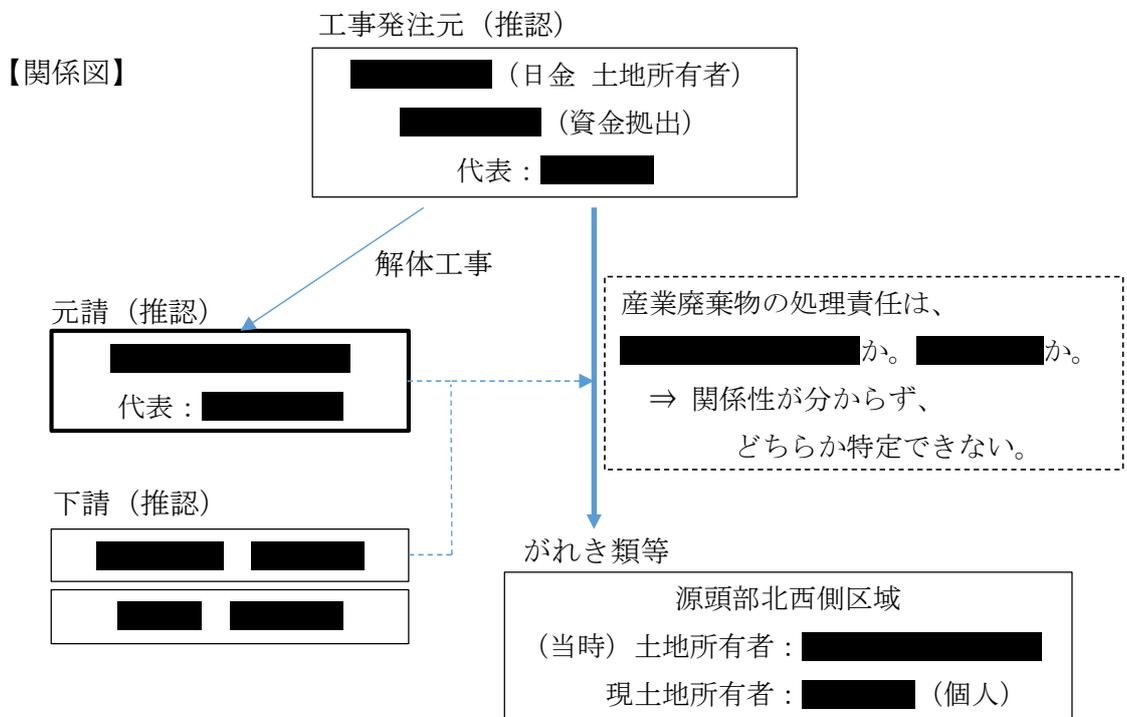
3 源頭部北西側区域（⑥区域）における事実関係の整理

関連する“源頭部（①区域）”とあわせて整理した時系列表は、別添のとおり。

4 所管法令に基づく手続等についての考察

(1) 事案の対象者など全容把握のための情報整理は適切であったか

- ・ 源頭部北西側区域に野積みされたがれき類等は、その性状等から熱海市日金町における解体工事現場から生じたものと推測された。2008～2009年に熱海市日金町における建物解体工事に係る工事発注元を調査したが、産業廃棄物の処理委託に関する内容は確認できなかった。
- ・ 産業廃棄物の排出事業者の特定に向けて調査を行ったところ、解体工事現場を統括した■■■■の■■■■（■■■■社長との関係性は不明）は、現場で生じたがれき類等約1,500 m³を当時、源頭部北西側区域に運搬した事実が判明した。
- ・ 運搬先が■■■■が取得した開発エリアの一角であることから当時、がれき類等の処分を行うために■■■■社長が■■■■を介して脱法的に廃棄物を処分する意図があると推認された。



(2) 建物解体工事における産業廃棄物の排出事業者を特定するための調査手法は適切であったか

- ・ 県は、工事に係る関係者からの「18条報告」によれば工事の元請は、■■■■であると推認されたが、産業廃棄物の処分に係る契約書などの文書は判明せず、委託基準に違反して許可のない者ががれき類等を収集・運搬させ、これを山積みにして放置する不適正な「保管」であると推認された。■■■■社長本人はがれき類等は自社物の一時仮置きであり、■■■■は■■■■の社員である旨を主張した。

(3) 関係者に求めた「18条報告」の内容は適切であったか

- ・ ■■■■社長が主張する「自社利用のための仮置き」を覆すために調査を行うも、同氏ががれき類の処理に関して指示した内容や金の流れなど具体的な書証は確認できなかった。
- ・ 当事者である■■■■や■■■■長の供述に加え、重機作業員への聞き取りや源頭部で残土処分を行っていた事業者にも報告徴収を行う対象を広げたが、源頭部北西側区域に山積みされたがれき類等の排出事業者責任が■■■■にあることを特定することができなかった。

(4) 悪質な業者に対する認識が甘かったのではないか。■■■■に「措置命令」を発出するなどの対応はできなかったか

- ・ 県は、産業廃棄物の不適正な保管に関する調査を進めるも事実関係につながる客観的証拠に乏しいことから、次善の策として土地所有者による清潔保持の義務を履行を求め、■■■■に対してがれき類等を適正に処理するよう最低限の行政指導（2009年2月から2013年11月までに不定期に20回以上の電話連絡を行い毎年、本人への直接面談）を行った。しかし、■■■■は、資金難を理由に県の指導を拒み続けた。

(5) ■■■■に対する指導から■■■■への撤去要請を進めることに力点を置いたのは適切だったのか

- ・ 2011年2月に伊豆山分譲地の所有権が■■■■に移転し、■■■■本人から残置された廃棄物を撤去する旨の誓約文書が提出されたため、県は、■■■■による撤去が現実的かつ速やかな事案の解決であるとも考え、■■■■に対する指導から■■■■への撤去要請を進めることに力点を置いた。

(6) ■■■■に対する廃棄物の処理責任に関する法解釈は適切であったか

- ・ 土地の売買契約において■■■■社長は、源頭部北西側区域に残存するがれき類等を撤去することを締結する覚書を■■■■と交わしたが、■■■■社長はこれを反故にし、履行しなかった。
- ・ 廃棄物処理法の解釈によれば、■■■■（2011年2月に伊豆山分譲地の所有権を取得）は産業廃棄物の排出事業者*には当たらないため、当該がれき類等を処理する責任はない。

※ 排出事業者について『建設廃棄物処理指針(平成 22 年度版)』では「廃棄物を排出する者であり、建設工事においては、発注者から直接建設工事を請け負った者(元請業者)が該当する」とされている。

- ・ 産業廃棄物の保管用地の売買に伴う保管責任については、当該土地の売買により当然に移転するものではない*とされるが、がれき類等が残置されていることを知りながら当該土地を取得したのであるから、買主である■■■■はがれき類等を長期に放置した管理責任は免れないのであり、県は土地所有者の責務について説明し、管理者たる■■■■に清潔保持義務(法第 5 条)の履行を要請した。

※ 『廃棄物処理法 Q & A 三訂版』<55 頁>には「保管責任が買主に移転することを明らかにし、かつ土地の売買価格に保管の費用を見込んであるような場合には、買主に移転するものと考えられることができる」とされている。

(7) ■■■■に対する県の対応が甘かったのではないか。廃棄物を埋め立てた■■■■に対し、早期に行政処分を検討すべきではなかったのか。

- ・ 県は、■■■■が現場において鉄筋の除去、木くずの分別等の作業を行い、自ら土地の造成計画において当該がれき類を破碎して再利用したい旨の利用計画を提示したため、破碎したがれき類が廃棄物に該当しないかどうかを判断し、事前に当該破碎物に係る県の確認を受けることを条件に、これを容認する意向を■■■■に回答した。
- ・ 県は、■■■■が善意をもって廃棄物を撤去する意向を示したため、がれき類以外の廃棄物の撤去計画を提出するよう任意の要請を繰り返しながら事案の解決を図ろうとした。
- ・ 県は、■■■■の指示で 2013 年 5 月までに当該がれき類は砕き、その場に埋め立てた事実を確認した。このため当該行為は産業廃棄物の処理施設の無許可設置(法第 15 条違反)行為に当たるため、■■■■に対して埋め立てたがれき類を掘り起こして適正に処理するよう指導した(これまでの指導票交付 5 回。面会指導 7 回)。
- ・ 無許可で埋め立てている状況は、廃棄物処理法に定める処理基準に適合した状態で整然と埋めたことが推測できないため、本件が「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」(法第 16 条)に抵触することが疑われた。
- ・ 県は、■■■■ががれきを掘り起こして撤去する意思を示し、■■■■が意図して「廃棄物を捨て」た事実までは推認できないことから、速やかな解決を進めるよう■■■■に撤去計画の作成を求め、具体的に県と協議するよう指導を継続した。

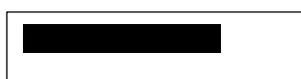
(8) 産業廃棄物の不適正な処理に対する県の監視・指導体制や、他法令を所管する熱海市や関係機関との情報共有・調査体制は適切であったか。

5 崩落した源頭部の盛土の造成(①区域)区域に係る手続・対応等と当該区域(源頭部北西側区域)に係る手続・対応等の比較による考察など

(1) 源頭部に持ち込まれた廃棄物に関する情報の整理は適切であったか

ア 県は2010年8月に、熱海市からの通報を受け、源頭部に持ち込まれた残土処分のために法面を修復作業現場において土中に廃棄物「木くず」が混入していることを確認した。

イ 県は2010年10月に、源頭部進入路付近で■■■■のダンプが廃棄物と考えられる「瓦くず、陶器くず等」が混じった土砂を下ろしたため、ダンプ運転手から聴取し、当該土砂の排出元が神奈川県内の■■■■であることが判明した。



(2) 源頭部に持ち込まれた廃棄物の混入に係る調査手法は適切であったか

ア 県は、源頭部の残土搬入に関わっていた■■■■、■■■■(いずれも■■■■との関係性は不明)を現場に呼び出し、現場作業員にも聴取を行ったが各々主張に食い違っていること、「木くず」混じりの土砂が残土として持ち込まれていることから排出者を調査することはできなかった。

このため、「木くず」混入の事実関係の特定に至っていない。

イ 県は土砂の排出元であった■■■■を立入検査し、代表者から聴取により土砂搬入の指示が■■■■の■■■■の指示であることが判明した。

また、源頭部進入路付近に下ろされた土砂には元々「瓦くず、陶器くず等」の廃棄物が混入していたことも判明した。

(3) 指導対象者に対する県の指導は適切であったか

ア 県は行為者を特定ができなかったこと、■■■■による源頭部の残土処分作業は終了していたことから、次善の策として当該修復作業の責任者を名乗る■■■■、作業に従事していた■■■■の■■■■に「木くず」を取り除くよう指導票を交付した。

2010年10月から■■■■、■■■■らによって当該「木くず」混じりの土砂は源頭部北西側区域に移動され、県は翌月19日に当該作業の完了を確認した。

(移動した「木くず」混じりの土砂の処理確認を行った県の記録はなく、適正に処理されたかは確認ができない。)

イ 県は、■■■■に対して「瓦くず、陶器くず等」の廃棄物を適正に処理するよう指導票を交付した。

県は以降、源頭部への新たな廃棄物が搬入されるおそれがあることから、定期的に現場を監視する必要があると判断し、継続的なパトロールを実施した。

(源頭部進入路付近に下ろされた廃棄物の処理確認を行った県の記録はなく、適正

に処理されたかは確認ができない。)

6 まとめ（4、5の考察を踏まえた再発防止の観点等での今後の対応など）

県は監視パトロールを継続するとともに、不適正に処理された産業廃棄物の適正処理に係る指導、及び行為者の特定に関する調査の実施については、行政裁量として認められる範囲内で適切に行われていたと言える。

建物解体で生じたがれき類等が源頭部北西側区域に放置されたことで、通常人をして生活環境に支障が生じるおそれがあると思わせる状態にあったと考えられる。

また、再発防止の観点から最悪の事態を想定し、災害防止を目的とする他法令所管部部署に情報提供、情報共有すべきであった。

現在、再発防止の観点で以下の取組を行っている。

○ “廃棄物混じりの土砂” への対応

“廃棄物混じりの土砂” に対する各法や盛土条例が相互に連携できるよう、令和4年度から職員を相互に兼務するなどして、立入検査や情報を共有して対応している。

○ 関係機関との連携

“廃棄物混じりの土砂” に思われる事案については、盛土等対策会議メンバーとして関係機関に事案を報告し、情報共有を行っている。

別紙

【参考】

『行政処分の指針』（平 17. 8. 12 環廃産発第 050812003 号）前文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）については、累次の改正により、廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が強化されるとともに、措置命令の対象が拡大するなど、大幅な規制強化の措置が講じられ、廃棄物の不適正処理を防止するため、迅速かつ的確な行政処分を実施することが可能となっている。

しかしながら、一部の自治体においては、自社処分と称する無許可業者や一部の悪質な許可業者による不適正処分に対し、行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案や、不適正処分を行った許可業者について原状回復措置を講じたことを理由に引き続き営業を行うことを許容するという運用が依然として見受けられる。

このように悪質な業者が営業を継続することを許し、断固たる姿勢により法的効果を伴う行政処分を講じなかったことが、一連の大規模不法投棄事案を発生させ、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招いた大きな原因ともなっていることから、都道府県（政令で定める市を含む。以下同じ。）におかれては、違反行為が継続し、生活環境保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するとともに、廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するため、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。

源頭部・源頭部北西側区域における廃棄物処理法の実態関係の整理 (時系列)

源頭部 (①区域)	源頭部北西側 (⑥区域)
<p><組織の略称></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県廃棄物リサイクル課(室) …「廃リ課」「廃リ室」 ・県東部健康福祉センター …「センター」 ・県東部農林事務所 …「東部農林」 ・県熱海土木事務所 …「熱海土木」 	<p>2009.2.5 2月2日の熱海市からの通報に基づき、センターが現地を確認したところ造成中の分譲地内で建物解体がれき類(コンガラ)、繊維くず(布団、毛布等)などが山積みになっている状況を目視で確認。日金町解体工事現場にいた施工者の(以下「」という。)の供述から事業主はである旨の供述があった。<F005></p> <p>2009.2.13 センターは熱市、東部農林、熱海土木が合同での責任者()を市役所に呼出し聴取。センターは「建設廃棄物処理指針」を示して説明。①廃棄物処理計画書を提出すること、②廃棄物の運搬車両に収集運搬車両である旨を表示すること、③保管場所の囲いと表示を設置すること、の3点を指導。同社はこれを了解。<F007></p> <p>2009.4.8 センターがによる日金町解体工事の産業廃棄物処理計画書(日金町は自主施工で、伊豆山まで自社運搬する。コンクリは再生利用。一般廃棄物を分別して処理は市へ。伊豆山は仮置き。)を受理。</p> <p>2009.5.14 センターが熱海市と所管法令に基づく指導内容の意見交換。<F015></p> <p>2009.5.28 センターは熱海市と合同で社長・を市役所に呼出し。社長から県ががれき等の撤去に移動式破砕機の設置を認めれば、破砕してD工区道路の路盤材として使いたい考えを供述。<F019></p> <p>2009.6.18 センターはから熱市に話がある旨の連絡を受けがあったため、センターがこれに同席。がは日金町解体廃棄物の処理は請け負っていない旨を供述。センターはの責任回避をねらうものと推認。<F023></p> <p>2009.8.27 センターがのを市役所に呼出し。日金町のがれき類を適正に処理するよう指導票を交付し、移動式破砕機の使用は自社廃棄物の処理に限る旨の条件を提示。は資金繰りが悪く、廃棄物の処理の見込みが立っていない旨を供述。<F030></p> <p>2009.9.8 センターがから9月4日付け18条報告を受理。</p> <p>2009.11.6 センターが熱海市と合同で現地を調査。残土を処理するののを立ち合わせたが、廃棄物の搬入は確認できない。<F034></p> <p>(2009.11.27 (以下「」という。)社長が組織犯罪処罰法違反容疑で逮捕)</p> <p>2009.11.12 センターがから10月16日付け18条報告を受理。</p> <p>2009.11.26 センターが現地確認した際、入口道路上の車止め設置を目視確認。<F038></p> <p>2009.12.8 センターがから8月27日付け18条報告を受理。</p> <p>2009.12.18 センターが現地を確認し、伊東沖群発地震による影響を確認。<F041></p> <p>2010.1.5 廃リ室が技術管理課に建り法による指導対応について相談。</p> <p>2010.1.13 センターは日金町の解体廃棄物の排出事業者を特定するため、社長・を市役所に呼出し。供述を裏付ける証拠書類を要求。あわせて移動式破砕機の手配など撤去計画を提出するよう口頭指導。<F044></p> <p>2010.1.22 センターは関係者の供述や報告内容によってが法に規定する排出事業者であることが明らかにならない旨を廃リ課に報告。<F045></p> <p>2010.3.26 廃リ室とセンターが違反内容を見極めるため、廃棄物の現状や様態に関して専門家に相談。<F047></p> <p>2010.4.30 センターが現地を調査した際、から6月末を目処に土砂崩壊・流出防止工事が完成する旨を供述。<F049></p> <p>2010.5.26 センターはがれき類等が搬入された奥側に潰れた軽自動車が放置されている状況を目視確認。いまだ廃棄物搬入が継続していることを認識。<F050></p> <p>2010.6.14 廃リ課・センターが協議し、()、()、()の契約内容等の証拠書類を求める「18条報告」を徴収することを検討。<F052・F053></p> <p>2010.7.1 センターは熱海市から、ががれき類の撤去作業に関する説明をする旨の連絡を受け、これに同席。はエブラで砕いただけのがれきを造成地に敷く方法を提案したが、センターは廃棄物の埋立行為に当たるとして却下。<F057></p> <p>2010.7.16 廃リ課が残土処分に対する苦情を受け、センターが現地を調査したが、土で長靴が溶けた事実は確認できず、残土搬入に対する嫌がらせと推認。<F060></p> <p>2010.7.26 センターが現地を調査した際、()の()が残土処分場の上部において残土を搬入。センターは同氏に廃棄物の搬入をしないよう口頭指導。()が行っていた残土搬入工事とは関係性のない残土搬入であると推認。<F063></p> <p>2010.7.27 センターは熱海市から、()と()の従業員が熱海市を訪れ、()の残土搬入は造成地の道路状態を修復することが目的である、お盆まで修復は終わる、がれき撤去は残土搬入が終われば行うとの供述があった旨を受電。<F064></p> <p>2010.8.16 センターが民間パトから廃棄物が減ったとの情報を受け、現地を調査。作業中の()が廃棄物をトラック5台分運んだ旨を聴取。入口右奥に廃棄物が押し込まれた様子を目視確認。マニフェストはなく、供述内容に信ぴょう性がないと判断。<F065></p> <p>2010.8.31 センターが熱海市から、木くず等が混ざった土砂の搬入に関する情報を受けて現地を確認。崩落した残土処分場を() ()が修復作業中であった。残土の法面に解体工事から発生したと思われるかなりの量の木片を視で確認した。熱海市に通報したのは現場を施工する()で、()との関連は不明だが、造成施工者はである旨を聴取。()の()は造成地上部で土砂を搬入していたが、センターの質問にまともに答えない。<A106></p>

<p>2010.9.2 センターが■■■■から、■■■■の責任で伊豆山の別の工区に入らなくなった木くず混じりの残土が現場に入れられた旨の申立書を受領。〈A107〉</p> <p>2010.9.3 センターは熱海市から、■■■■が現場に来る旨の情報を受けて現地を訪問したが来ない。センターは■■■■の指示で作業する重機オペに木くずを取り除くよう口頭指導。〈A108〉</p> <p>2010.9.9 センターが現場の工事は■■■■に任せている旨を■■■■社長から聴取。センターは木くずの発生から現場に持ち込まれた量などを報告するよう指導票を交付。〈A110〉</p> <p>2010.10.7 センターが現地を調査したところ、■■■■の土砂運搬ダンプが瓦くず、陶器くず等が混じった土砂を 現場に遭遇。ダンプの運転手に質問したところ、■■■■から運搬した旨を供述。センターは廃棄物中のアスベストが疑われるスレートの物を収去。〈A115〉</p> <p>2010.10.8 廃り課・センターが現地調査の状況を熱海市及び熱海警察署に情報提供。</p> <p>2010.10.12～15 廃り課・センターが土砂搬入にあわせて廃棄物の投棄がないか現地を確認。投棄は確認できない。〈A117・A118〉</p> <p>2010.10.19 センターは■■■■を現場に呼出し。■■■■は■■■■を技術的に手伝ったと供述。センターは■■■■に対して残土搬入の停止と廃棄物を撤去するよう口頭で指導。〈A121〉</p> <p>2010.10.20 センターは■■■■から木くずの掘り起こ 作業を行うと申し出を受け、現場に立会。現場に■■■■、■■■■が訪れたので聴取したが、各々主張に食い違いがあり、事実関係の推認に至らない。〈A123〉</p> <p>2010.10.25 廃り課・センターが■■■■が現場に運んだ廃棄物混じりの土 の搬 元である■■■■を立入検査。同社代表は■■■■に解体工事から出た残土で、無料で持譲渡した旨を供述。〈A124〉</p> <p>2010.11.8 廃り課・センターが■■■■を立入検査し、同社代表は■■■■の■■■■から頼まれて無料で土砂を運んだ旨を供述。〈A132〉</p> <p>2010.11.17 センターが■■■■から木くずの山を撤去する旨の連絡を受け、■■■■から依頼された重 オペと■■■■のトラック運転手による搬出作業に立会。■■■■、■■■■は不在。〈A140〉</p> <p>2010.11.19 センターが■■■■が掘り起こした木くずの移動を作業に立会し、作業の終了を確認した。現場進入路に敷かれたがれき類等は同社が運び込んだことを現地で■■■■が認めたため、当該がれき類等を適正に処理するよう指導票を手交。〈A143〉</p> <p>2011.2.7 センターは熱海市から、■■■■が公有地拡大に基づいて■■■■伊豆山分譲地の売買に関する届出があった旨の電話連絡を受けた。〈A155〉</p> <p>【源頭部の赤井 ■■■■、■■■■の土地は■■■■から■■■■(個人)に 2011.2.25 に所有権移転(登記)】</p> <p>2011.3.2 センターが逢初川起点上流 50mの標識付近の砂防ダム出口で河川水を収去・検査。〈A152〉</p> <p>2011.3.15 センターは熱海市から伊豆山分譲地 35 万坪が売却された旨の電話連絡を受けた。</p> <p>2011.5.19 廃り課とセンターは、熱海市から■■■■ 長(実際は来所せず)と、赤井谷の土地売買に係る■■■■代理人が来所すると、この情報を受け、廃棄物の撤去を指導するため、これに同席。■■■■の代理人は県の指導に後日回答すると供述。〈A177・A179〉 センターが、2011 年 1 月 28 日付けの土地売買契約の特約条項が不履行であるため、水立 ■■■■地内の廃棄物の搬出を同年3月 31 日までに■■■■の責任において完了させる旨の覚書の写しを熱海市から受領。〈F113〉</p>	<p>2010.9.9 センターが熱海市と合同で■■■■を呼出し。■■■■社長はすべて■■■■に指示してやらせる旨を供述。〈F071〉</p> <p>2010.9.16 廃り課・センターが今後の対応に関して協議。〈F074〉</p> <p>2010.10.19 センターが■■■■を現地に呼出し。■■■■自らがれき処理の責任はを持つ旨を申立。〈F076〉</p> <p>2010.11.11 センターは熱海市、東部農林、熱海土木と協議。センターを含む関係機関連名による■■■■に対する工事は是正を検討。</p> <p>2010.11.19 センターが■■■■から現 地で作業を行う旨の情報を受けて立入検査。■■■■の■■■■とその従業員が■■■■による残土搬入場所(源頭部上部)で掘り起こされた木くず残土を全て(4トン車 33 台分)を源頭部北西側区域へ搬入する作業を確認。〈F085〉</p> <p>2011.1.21 センターは関係者の「18 条報告」の内容から■■■■が産業廃棄物の排出事業者であることを立証する事実関係は明確でないため「18 条報告」対象の範囲拡大を検討。〈F095・F096〉</p> <p>【がれきが山積みとなっている 谷 ■■■■及び水立 ■■■■の土地は■■■■から■■■■(個人)に 2011.2.25 に所有権移転(登記)】</p> <p>2011.3.10 センターが■■■■(日金町建物の事実上の所有者か)、■■■■(工事施工者)、■■■■、■■■■(日金旧建物の登記名義人、資金拠出元?)、■■■■(日金町の土地所有者)、■■■■(■■■■会長)、■■■■に「18 条報告」徴収の通知を送付。〈F102〉 (■■■■及び■■■■は報告済の内容であるとして、報告を拒絶)</p> <p>2011.3.16 センターが現場を調査し、県東部地震の影響を確認。現場に廃ガスコンロ、廃照明器具、廃便座の投棄を確認。新たな不法投棄を呼び込んでいる可能性を推認。〈F104〉</p> <p>2011.5.19 センターは■■■■に「18 条報告」催告書を送付。〈F111〉</p> <p>2011.5.20 センターが現場を調査し、現場内で作業した形跡を確認。</p> <p>2011.6.20 廃り課とセンターは熱海市と合同で■■■■、■■■■を呼出し。■■■■社長から事実申立書と「18 条報告」を受領。〈F118～F120〉</p> <p>2011.10.4 センターが■■■■に面談を求め、廃り課立会いで事実申立書を作成。■■■■は■■■■元請の解体工事である旨を申立。〈F136〉</p>
--	---

	<p>2011.11.28 センターが現地を調査し、現場でがれきから鉄筋を取り除く作業を行った形跡があることを確認。</p> <p>2011.12.13 センターが■■■■と面談。■■■■は覚書で払うことになっていた300万円で■■■■が撤去を請け負うと■■■■に提案したが、実行寸前になって■■■■から止められた旨を申立。〈F140〉</p> <p>2011.12.14 センターは■■■■(■■■■代理人)からがれき処理に関し、■■■■が不当な金額の吊り上げをしてきたので手を引いた旨を聴取。■■■■が撤去作業を行う見込みがないので■■■■グループが撤去作業を行いたいが問題ないか相談を受けた。〈F141〉</p> <p>2011.12.21 センターが■■■■に「18条報告」を催告。同社はこれを拒絶。〈F142〉</p> <p>2011.12.22 センターが現地を調査し、熱海市が源頭部進入口に水源地管理のための門扉が建設されたことを確認。</p> <p>2011.12.28 センターが■■■■で■■■■に撤去に向けた依頼文をFAXで送付。〈F144〉</p> <p>2012.1.16 センターが現地で廃棄物量を簡易測量(1439.2 m³)。</p> <p>2012.2.2 センターは撤去意思を示す■■■■に対し、■■■■を通じて自ら撤去を行う注意点を説明し、撤去計画を作成するよう依頼。〈F145〉</p> <p>2012.3.12 センターが日金町解体工事にし熱海法務局に提出された建物滅失登記申請の内容を閲覧。〈F146〉</p> <p>2012.5.23 センターは■■■■の申出を受けて面談。■■■■は県に対し、■■■■が責任が負わされることがないように切り分けておきたい旨を申立。センターは「18条報告」を催告。■■■■は何がほしいか明記すれば対応する旨を供述。〈F149・F150〉</p> <p style="text-align: center;">【■■■■関係者への指導から、撤去に前向きな■■■■への“要請”にシフト】</p> <p>2012.9.27 センターが■■■■を訪問し、面談。■■■■は段取り中で、まだ具体的な計画はない旨を申立。〈F152〉</p> <p>2012.10.19 廃り課とセンターが■■■■と面談し、土地の修復計画を聴取。■■■■が残した廃棄物について再三、同社に撤去を要請したが行われなかったため、自己が管理する廃棄物として処理業者に処分するつもりである、がれきについては有効活用したい旨を申立。〈F153〉</p> <p>2012.11.15 廃り課とセンターが、■■■■が廃棄物を自己処理できる対応手法を検討。〈F154〉</p> <p>2012.12.14 センターに■■■■が来所。早く廃棄物を撤去したいが、熱海市から待つて欲しいと言われた旨を供述。〈F155〉</p> <p>2012.12.18 センターが■■■■に「18条報告」を求める通知を発出。後日、不達で返戻。〈F157〉</p>
<p>2013.1.9 センターは■■■■による「前土地所有者の■■■■が市の指導を無視して放置した伊豆山漁港及び逢初川下流水域へ土砂崩壊による二次災害の安全対策を施行」を誓約する書面を受理。〈A211〉 【右記の廃棄物撤去に関する誓約書とあわせて提出】</p>	<p>2012.12.20 センターが■■■■を訪問し、がれきの利用に関する書面の提出を求めた。〈F158〉</p> <p>2013.1.9 センターは■■■■から■■■■が放置したがれき類他の廃棄物撤去を誓約する旨の書面を受理。書面には源頭部の安全対策工事に関する記載があった(左記参照)〈F159〉</p> <p>2013.1.11 センターが■■■■を呼出して「18条報告」を求める通知を手交。</p> <p>2013.1.21 センターが現場を調査した際、作業員2人ががれきの分別を行っていたため、■■■■から具体的な作業計画を聴取。〈F161〉</p> <p>2013.2.12 センターが現場を調査した際、重機オペによりがれきの分別・破碎作業を行われ、がれきの山は幾分か減少、代わりに碎石、鉄筋の山が大きくなっていることを目視確認。〈F163〉</p> <p>2013.3.21 センターは■■■■の「18条報告」の一部を受理。現在調査中の項目に関して提出を求める指導票を手交。〈F164〉</p> <p>2013.4.16 センターが現状を確認するために現場を調査。がれき類の山ひとつを残し、周辺が整地されている状況を確認。■■■■、■■■■に連絡するも不在。経緯は不明。〈F168〉</p> <p style="text-align: center;">【がれきを埋めた■■■■への“指導”にシフト】</p> <p>2013.5.8 センターが現場を立入検査し、■■■■から混合廃棄物を処理したことを処理委託契約書から確認。作業に従事した■■■■の■■■■は「がれき類は敷地奥へ造成に伴い埋立した」旨を供述。センターは■■■■に指導票を交付したが、これを拒絶。〈F169〉</p> <p>2013.5.16 センターは■■■■ら提出されたマニフェスト(2013.3.25～4.6 混合廃棄物 25.7 m³ 計 10 回)の内容を確認。〈F170〉</p> <p>2013.7.19 センターは■■■■に対し、地中に埋立したがれき類を掘り出し、速やかに撤去作業するよう指導票を交付。〈F177〉</p>

<p>2014.8.1 センターに■■■■が来訪し、土砂崩落の危険性を指摘し、7/30に県庁の砂防課担当に電話した旨を申立。〈A215〉</p> <p>2014.8.1～2015.5.13 センターが不定期に現地を調査したが、特に変化は確認できない。〈A215～A222〉</p> <p>2015.4.16 センターに報道機関の記者が来訪し、■■■■の申立てに対する県の対応について取材。〈A219〉</p> <p>2015.6.8 センターが廃棄物の投棄がないか不定期に現地を確認したが、特に変化は確認できない。〈A224～A230〉</p> <p>2015.7.14 センターが民間ノトから「斜面に崩れあり」との報告を受けて現場を調査したが、斜面が崩落した形跡は確認できない。〈F202〉</p> <p>2016.2.15 センターが■■■■から崩落のおそれを指摘する電話を受ける。〈A231〉</p> <p>2016.4.19～2019.12.1 センターが廃棄物の投棄がないか不定期に現地を確認(35回)したが、特に変化は確認できない。〈A232～A239・A241～A267〉</p> <p>2019.12.20～2021.6.30 センターが不定期に現地を確認(14回)したが、特に変化は確認できない。〈A268～A281〉</p>	<p>2013.11.8 センターが■■■■社長を訪問し、日金町解体現場の状況を聴取。撤去計画を提出するよう指導票を交付。</p> <p>2014.1.9 センターががれきの掘り起こし状況を確認するため立入検査。■■■■は開発許可に関連して熱海市と調整中で計画がずれ込んでいる旨の申立。がれきを埋立した部分を速やかに掘り起こし、造成に係る再生材(0-40相当)として使用するよう口頭指導。〈F181〉</p> <p>2014.2.21 センターが■■■■を訪問。■■■■は適正に処理する意思がある旨を申立。〈F182〉</p> <p>2014.2.26 センターが■■■■の真意を知るため■■■■を聴取。■■■■もがれきを適正に処理しなければならないことは重々承知している旨を供述。〈F183〉</p> <p>2014.6.23 センターが■■■■を訪問したが不在のため、■■■■を聴取。土地開発について熱海市と協議中である旨を申立。〈F185〉</p> <p>2014.7.16 センターが■■■■、■■■■支配人の■■■■、■■■■を継承する■■■■から■■■■社長に関する情報を入手。3人は同氏を刑事告発するよう申出。〈F186・F187〉</p> <p>2014.8.21 廃り課が■■■■、■■■■支配人の■■■■、■■■■を継承する■■■■がセンターに来庁したため個別に聴取。各々の申立から■■■■社長の指示があることは推認されたが、裏付け資料は確認できない。〈F190〉</p> <p>2017.1.12 センターが■■■■を訪問したが不在。■■■■が退職していたため、■■■■に聴取するも「(■■■■本人に)直接話してほしい」と申立。〈F217〉</p> <p>2017.1.20 センターは■■■■を訪問して面談。センターは地中に埋立したがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導票を交付。〈F218〉</p> <p>2018.1.26 センターが■■■■を訪問して面談。センターは地中に埋立したがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導票を交付。〈F229〉</p> <p>2019.3.8 センターが■■■■を訪問して面談。廃棄物の撤去作業は早くても来年になる旨を申立。センターは地中に埋立したがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導票を交付。〈F239〉</p> <p>2020.3.12 センターが■■■■を訪問して面談。センターは地中に埋立したがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導票を交付。〈F248〉</p> <p>2020.6.19 センターが■■■■を訪問して面談。■■■■本人から赤井谷一帯を公園として総合的に整備する計画において撤去を行う旨を聴取。センターは地中に埋立したがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導票を交付。〈F252〉</p> <p>2020.8.1～2021.2.7 センター及び民間ノトが不定期に現地を調査・確認したが、作業した形跡は確認できない。〈F253～F258〉</p> <p>2021.4.14 センターが現場の状況を調査したが、作業した形跡がないため、■■■■が総工費7億円をかけて工事する寺院の建設現場で■■■■の動静を■■■■から聴取。〈F259〉</p> <p>2021.6.30 センターが前回からの状況変化を調査したが、作業した形跡は確認できない。崩落も確認できない。〈F260〉</p>
--	---